## 特定空港周辺航空機騒音対策昭和五十三年政令第三百五十五号

行令特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施

港とする。 第一条 特定空港として指定する空港は、成田国際空 第(以下「法」という。)第二条第一項の規定により特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 第

(調査の結果が著しく異なることとなる場合) 第二条 法第二条治院 (当該制定による調査の時点において当該都道府県知事に示した事項のうち航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域内のいずれか一の調査地点における時間帯補正等価騒音レベル(当該特定空港において離陸し、又は着陸する航空機による調査の時点において離陸し、又は着陸する航空機による調査の影響度をその騒音の強度、発生の回数及び時間帯その他の事項を考慮して国土交通省令で定める算定方法で算定した値をいう。以下同じ。)と同項の規定による調査に基づく当該調査地点における時間帯補正等価騒音レベルとの差が四デシベル以上となる場合とする。

(航空機騒音対策基本方針)

ところに従つて定めるものとする。
第三条 航空機騒音対策基本方針は、次に掲げる

- 「位置後)番丘にり上げらぎ言)方とこ己地利用に関する事項を定めること。 地利用に関する事項を定めること。 地利用に関するとともに、当該地域の自然的経済的社意するとともに、当該地域の自然的経済的社一 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配
- 事項を定めるよう努めること。 で、おおむね次に掲げる施設の整備に関する で、おおむね次に掲げる施設の整備に関する 該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し する基本的事項を定める場合にあつては、当 意した土地利用を図るための施設の整備に関

ロ 産業基盤施設イ 生活環境施設

ハ国土保全施設

スポーツ又はレクリエーションに関する

ホーその他地域の振興に寄与する施設施設

域を図面によつて表示するものとする。地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地おいては、前項第一号の規定により定められたおいては、前項第一号の規定により定められたおでは、前項第共知事は、航空機騒音対策基本方針にオーマの他地域の振興に落与する旅影

## (防音構造)

第五条 航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障断止特別地区を除く。)内において法第五条場合においては、当該建築物は、次の各号に定場合においては、当該建築物は、次の各号に定場合においては第五条を開発を開始としなければならない。

直接外気に接する窓及び出入口(学校の教直接外気に接する建築物の部分に設けられる室、病院の病室、住宅の居室その他の国土交室、病院の病室、住宅の居室その他の国土交

いものであること。
- 閉鎖した際防音上有害なすき間が生じな

(学校等に類する建築物) 工条第一項各号に掲げる建築物のいずれかとし五条第一項各号に掲げる建築物のいずれかとしく 前項の規定に 対策物の円道を変更して決策

築物は、次に掲げる建築物とする。 第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建

庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模施設又は同法第六条の三第九項に規定する家ー、児童心理治療施設若しくは児童自立支援所、障害児入所施設、児童発達支援センタ所、障害児入所施設、児童発達支援センター 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第業所内保育事業を行う施設保育事業者しくは同条第十二項に規定する事

二条第一項に規定する助産所一条の五第二項に規定する診療所又は同法第一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第

ーム号)第五条の三に規定する特別養護老人ホ号)第五条の三に規定する特別養護老人ホ」 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三

(収用委員会の裁決の申請手続)

第七条 法第七条第三項の規定により土地収用法第七条 法第七条第三項の規定による裁決を申請しようとする者第二項の規定による裁決を申請しようとする者、国土交通省令で定める様式に従い、同条第、三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記述ならない。

(買入れの対象とする土地)

第八条 法第九条第一項の規定による補償に係る物でに掲げる土地について行うことができる。

こととなる者が、当該補償に係る物件の移転|
一 法第九条第一項の規定による補償を受ける|

・ (これ) 等間では、 (これ) では、 (これ) では、 (これ) では、 (これ) では、 (これ) では、 (いれ) で

次に掲げる施設とする。 第九条 法第十条第二項の政令で定める施設は、 (土地の無償使用に係る施設)

二 花壇 くは第四号に規定する用に供する施設 (は第四号に規定する施設又は同項第三号若しくは第二号に規定する施設又は同項第三号若し (明年) 第十八条第七項若しくは第二十二条第一 国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三

三 種苗を育成するための施設

四 駐車場

一 消防に関する施設

具を保管するための施設 へ 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器

(特定空港の設置者の補助)

(特定空港の設置者の補助は、航空機騒音対策基本方針に定められた施設の整備であつて次に掲げるもの定められた施設の整備であつて次に掲げるもの定める基準に従つて算定した額の二分の一以内定める基準に従つて算定した額の二分の一以内について行うことができる。

一 航空機騒音対策基本方針に定められた航空地、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるものれ、又は除却されることとなるもの

航空機騒音障害防止地区とすべき地域内に 航空機騒音障害防止地区とすべき地域内において農業又は林業であつて、当該地域に所在する住宅を当該地を営む者が当該地域に所在する住宅を当該地を営む者が当該地域に所在する住宅を当該地を営む者が当該地域に所在する住宅を当該地を営むために必要であると認てこれらの業務を営むために必要であると認められるもの

果があると認められるものあつて、緑地帯その他の緩衝地帯としての効めつて、緑地帯その他の緩衝地帯としての効めつて、緑地帯その他の施設の整備で機騒音障害防止特別地区とすべき地域内にお悪空機騒音対策基本方針に定められた航空

る。

## 抄

(施行期日)

1

この政令は、公布の日から施行する。 三八五号) 附 則 (昭和五三年一二月一二日政令第 抄

1

施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 年十二月十四日)から施行する。 附則 (昭和五四年一二月二八日政令第 (昭和五十三

三〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五九年九月二六日政令第二

八八号)

この政令は、 昭和五十九年十月一日から施行

則 (昭和六一年六月一七日政令第二

施行の日(昭和六十一年六月二十七日)から施。この政令は、医療法の一部を改正する法律の 則 (平成二年一二月七日政令第三四

1

この政令は、 七号) 平成三年一月一日から施行す

号 則 (平成四年七月一日政令第二三七

この政令は、 (平成五年一月二二日政令第七 公布の日から施行する。

(施行期日)

号) 抄

する。 一部の施行の日(平成五年四月一日)から施行この政令は、医療法の一部を改正する法律の から施行

附 則 (平成九年九月二五日政令第二九

(施行期日) 号) 抄

第一条 この政令は、 平成十年四月一日から施行

附 則 (平成一〇年三月二〇日政令第四

(施行期日) 六号) 抄

この政令は、医療法の一部を改正する法律の 行の日(平成十年四月一日)から施行する。

附則 三七二号) (平成一〇年一一月二六日政令第

この政令は、平成十一年四月一日から施行す

1

する。

## 附 号) 則 (平成一二年六月七日政令第三一

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律 伞

附則 0号) 抄 (平成一六年三月一九日政令第五

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た は、平成十六年四月一日から施行する。だし、附則第九条から第四十四条までの規定

二〇号) 附 則 (平成一八年九月二六日政令第三

の日(平成十八年十月一日)から施行する。 この政令は、障害者自立支援法の一部の施行 附 則 (平成一八年一二月二二日政令第

(施行期日) 三九四号) 抄

第一条 この政令は、平成十九年一月二十二日か ら施行する。

一七号) 附 則 (平成二〇年三月三一日政令第

この政令は、平成二十年四月一日から施行す

九 附 六 号 則 (平成二三年九月二二日政令第1

この政令は、平成二十三年十月一日から施行

三六三号) 附 則 (平成二三年一一月二八日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図るための関係法律 から施行する。 規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日) の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる

号 附 則 抄 (平成二四年二月三日政令第二六

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十四年四月一日 から

附 則 (平成二四年九月二六日政令第二

(施行期日) 五三号)

この政令は、 平成二十五年四月一日

から施行

四一二号)

抄

(施行期日)

(経過措置)

2 う。) 以後に行う特定空港周辺航空機騒音対策 この政令の施行の日(以下「施行日」とい

項の規定による調査の時点以前の直近に同条第 には、同項の規定により当該時点において当該 道府県知事に示した時点が施行日前である場合 空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶことと 特別措置法(以下「法」という。)第二条第三 なる地域における航空機の騒音の程度を当該都 |項の規定により特定空港の設置者が当該特定

を適用する。 帯補正等価騒音レベルとみなして、同条の規定(以下「新令」という。)第二条に規定する時間 空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第二 調査地点におけるこの政令による改正前の特定都道府県知事に示した事項のうち当該地域内の 定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令 該調査地点におけるこの政令による改正後の特 国土交通省令で定める値を、当該事項のうち当 条に規定する航空機騒音影響度レベルに応じて

3 令第三条第一項第一号の規定にかかわらず、な地区とすべき地域を定める基準については、新地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別針を変更する場合における航空機騒音障害防止針を変更する場合における航空機騒音障害防止 おける航空機の騒音の程度を当該都道府県知事 お従前の例による。 で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域に により特定空港の設置者が当該特定空港の周辺 に示すまでの間において航空機騒音対策基本方 施行日以後初めて法第二条第二項後段の規定

(平成二五年一月一八日政令第五

する。 この政令は、平成二十五年四月一日から施行

(平成二五年一一月二七日政令第

九号に掲げる母子健康包括支援センターとみな 地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第 ては、第六条第三号の規定による改正後の過疎 ターであって同日以後に設置されるものについ 規定する市町村計画に定められた母子健康セン 五号)第六条第二項の規定により同条第一項に

(施行期日)

三一九号) 則

抄

1 する。 この政令は、平成二十六年四月一日から施

八 附 九 号) (平成二六年八月二〇日政令第1

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行 (施行期日)

日から施行する。 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の 附

三号) (平成二九年三月二九日政令第六

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 (経過措置) 平成二十九年四月一日 から

第三条 この政令の施行の日前に設置された第六 第二条 この政令の施行の日前に設置された第六 地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十 子健康センター」という。)及び同日前に過疎る母子健康センター(以下この条において「母進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げ 条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促 掲げる母子健康包括支援センターとみなす。 ターであって同日以後に設置されるものについ 健康センター(以下この条において「母子健 的施設の総合整備のための財政上の特別措置等 条第一号の規定による改正前の辺地に係る公共 特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に 号)第三条第二項の規定により同条第一項に規 公共的施設の総合整備のための財政上の特別措 センター」という。)及び同日前に辺地に係る に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子 に係る公共的施設の総合整備のための財政上 定する総合整備計画に定められた母子健康セン ては、第六条第一号の規定による改正後の辺 置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八 0 地

(平成二六年一二月二四日政令第 第四条 この政令の施行の日前に地域における多 を整備するものについては、 た公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 土地の区域において新たに第六条第五号の規定 第六条第六項の規定により同条第一項に規定す 様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関 施行令第二条第五号に掲げる母子健康センター る地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業 する特別措置法 (平成十七年法律第七十九号) であって、当該公営住宅建替事業が施行される による改正前の地域における多様な需要に応じ 同日において当該

地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業で地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業ででいいて適用し、同日前に行われた特定教育・保育等において「特定教育・保育等において「特定教育・保育、同項第二号に規定する特別利用とで、当該公営住宅教育・保育、同項第二号に規定する特別利用とで、一項に規定する特別利用教育、同項第二号に規定する特別利用とで、一項に規定する特別利用教育、同項第二号に規定する特別利用とで、一項に規定する特別利用教育、同項第二号に規定する特別利用とで、一項に規定する特別利用教育、同項第二号に規定する特別利用と育、同項第二号に規定する特別利用と育、同項第二号に規定する特別利用と言、同項第三号に規定する特別利用と言、同項第三号に規定する特別利用と言、同項第三号に規定する特別利用と言、同項第三号に規定する特別利用と言、同項第三号に規定する特別利用と言、同方等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に対いて「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に対する特別利用と言い。